

令和元年 5 月 22 日

指定給水装置工事事業者 各位

四日市市上下水道事業管理者

給水装置工事申込書における利害関係人の同意について（通知）

平素は、本市水道事業にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先般、給水装置工事申込書の利害関係人の同意の欄に虚偽の記載があり、申込者が設置した給水管について、土地所有者から撤去を求められるといった事案が発生しました。そのため、本市の総務部総務課より利害関係人の確認、特に土地、建物については、公図や土地・建物の全部事項証明書等（以下、「公図等」という）の写しを提出させ、確認を徹底するようとの指導がありました。

今回、利害関係人の同意欄に記載がある場合、それを確認するための公図等の写しを添付してもらうことになりました。指定給水装置工事事業者は、申込者代理人として、利害関係人を公図等で十分調査し、申請を行ってください。

なお、今まで記載していたものを抜くという行為に出られますと、すべての申請で公図等の写しの添付を義務付けたり、虚偽の申請を行ったとして、指定の停止や取消といった処分を行う場合がありますので、十分注意していただきますようお願い申し上げます。

<事務担当>

四日市市上下水道局 管理部  
お客様センター 給水審査係  
電話 059-354-8363